



福岡医発第3207号(地)
平成27年2月27日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について

指定難病の患者に対する特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定につきましては、「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」(平 26.11.12 健疾発 1112 第2号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)により実施されているところですが、今般、同通知の一部を改正し、平成27年1月1日より適用する旨、厚生労働省健康局疾病対策課長より別添資料1のとおり通知された旨、日本医師会を通じて連絡がありました。

今般の改正内容は、都道府県が設定する公費負担者番号の実施機関番号について、難病療養継続者である境界層該当者(より負担の低い所得区分を適用すれば生活保護を必要としない状態となるとして、当該より負担の低い所得区分が適用された要保護者)であって、食事(生活)療養に係る自己負担が全額免除になる者については、食事(生活)療養に係る自己負担が2分の1になる者との併存を避けるため、実施機関番号「601」を設定するというものであります。

また、上記改正に伴い、厚生労働省健康局疾病対策課より別添資料2のとおり事務連絡が発出され、実施機関番号「601」が付番された境界層該当者等に係る医療受給者証の記載例等が示されておりますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解頂きますとともに貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

平成27年2月18日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
道永 麻里

「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る
公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

指定難病の患者に対する特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定につきましては、「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」(平26.11.12 健疾発1112 第2号 厚生労働省健康局疾病対策課長通知)により実施されているところではありますが、今般、同通知の一部を改正し、平成27年1月1日より適用する旨、厚生労働省健康局疾病対策課長より別添資料1のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

今般の改正内容は、都道府県が設定する公費負担者番号の実施機関番号について、難病療養継続者である境界層該当者（より負担の低い所得区分を適用すれば生活保護を必要としない状態となるとして、当該より負担の低い所得区分が適用された要保護者）であって、食事（生活）療養に係る自己負担が全額免除になる者については、食事（生活）療養に係る自己負担が2分の1になる者との併存を避けるため、実施機関番号「601」を設定するというものであります。

また、上記改正に伴い、厚生労働省健康局疾病対策課より別添資料2のとおり事務連絡が発出され、実施機関番号「601」が付番された境界層該当者等に係る医療受給者証の記載例等が示されておりますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

《添付資料》

1. 「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担

者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について

(平 27. 1. 30 健疾発 0130 第 2 号 厚生労働省健康局疾病対策課長)

2. 入院時の食事（生活）療養標準負担額が免除される場合の受給者番号等の取扱いについて

(平 27. 1. 30 厚生労働省健康局疾病対策課事務連絡)

平成27年1月30日

各 都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

(公 印 省 略)

「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の
給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」
の一部改正について

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定については、「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について（平成26年11月12日健疾発1112第2号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）」により行われているところであるが、今般、当該通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成27年1月1日から適用することとしたので、通知する。

貴職におかれては、本通知の内容につき御了知の上、その運用に遺漏なきよう努めるとともに、関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について 記 1 公費負担者番号等の設定方法 (略) (1) ～ (2) (略) (3) 実施機関番号③ (3桁) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令 (平成26年政令第358号) 附則第3条の経過的特例の適用を受ける者については「501」を設定し、それ以外の者については「601」を設定すること。 <u>なお、経過的特例の適用を受ける者であっても、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第2項第2号の厚生労働大臣が定める額(平成26年厚生労働省告示第426号)第1号の規定が適用される要保護者又は難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第2項第3号の厚生労働大臣が定める額(平成26年厚生労働省告示第427号)第1号の規定が適用される要保護者については「601」を設定すること。</u> (4) ～ (5) (略) 2 実施の時期 (略) 3 その他 (略)	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について 記 1 公費負担者番号等の設定方法 (略) (1) ～ (2) (略) (3) 実施機関番号③ (3桁) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令 (平成26年政令第358号) 附則第3条の経過的特例の適用を受ける者については「501」を設定し、それ以外の者については「601」を設定すること。 (4) ～ (5) (略) 2 実施の時期 (略) 3 その他 (略)

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

(公 印 省 略)

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の
給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について

今般、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。
以下「法」という。)の施行に伴う特定医療の給付に係る公費負担者番号及
び受給者番号の設定を次のように定めたので、通知する。

記

- 1 公費負担者番号等の設定方法は以下のとおりとする。これにより都道府
県ごとの番号(受給者番号を除く。)の設定は、別紙1のとおりとなる。

公費負担者番号	①	②	③	④
公費負担者医療の受給者番号	⑤			④

- (1) 法別番号①(2桁)

特定医療の法別番号は「54」であること。

- (2) 都道府県番号②(2桁)

「保険者番号等の設定について(昭和51年8月7日保険発第45号・
庁保発第34号)」の別表2の番号とすること。(総務省採用の都道府県番号
と同様)

- (3) 実施機関番号③(3桁)

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成26年政令第35
8号)附則第3条の経過的特例の適用を受ける者については「501」を
設定し、それ以外の者については「601」を設定すること。

なお、経過的特例の適用を受ける者であっても、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第2項第2号の厚生労働大臣が定める額（平成26年厚生労働省告示第426号）第1号の規定が適用される要保護者又は難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第2項第3号の厚生労働大臣が定める額（平成26年厚生労働省告示第427号）第1号の規定が適用される要保護者については「601」を設定すること。

(4) 検証番号④(1桁)

次の方式により算定すること。

- ア 法別番号、都道府県番号及び実施機関番号の各数の末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。
- イ アで算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。
- ウ 10とイで算出した数字の下1桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、イで算出した数字の1の位の数が0のときは検証番号を0とする。

例)

法 番	別 号	都道府 県番	実施機 関番
5	4	0	1
×	×	×	×
2	1	2	1

$$(1+0) + 4 + 0 + 1 + (1+2) + 0 + 2 = 11$$
$$10 - 1 = \boxed{9} \dots \text{検証番号}$$

(5) 受給者番号⑤(7桁)

- ア 受給者番号は、疾病番号3桁、受給者区分3桁及び検証番号1桁の計7桁の番号とすること。
- イ 疾病番号は、別紙2のとおりとすること。ただし、医療受給者証に疾病番号を付することができない場合については、受給者区分を6桁とし、実施機関ごとに任意で設定すること。
- ウ 受給者区分は、実施機関ごとに設定すること。
- エ 検証番号は、(4)と同様の方法により算出すること。

2 実施の時期

平成27年1月診療分（2月請求分）から実施すること。

3 その他

本通知に定める法別番号については、法第5条第1項に規定する特定医療に関する給付を対象に設定していることから、当該特定医療に関する給付以外の医療費の給付を行うに当たってはこれを使用しないこと。

別紙1

① 経過的特例の適用を受ける者

都道府県名	法別 番号	都道府県 番 号	実施機関 番 号	検証 番号	都道府県名	法別 番号	都道府県 番 号	実施機関 番 号	検証 番号
北海道	5 4	0 1	5 0 1	1	滋賀県	5 4	2 5	5 0 1	3
青森県	5 4	0 2	5 0 1	0	京都府	5 4	2 6	5 0 1	2
岩手県	5 4	0 3	5 0 1	9	大阪府	5 4	2 7	5 0 1	1
宮城県	5 4	0 4	5 0 1	8	兵庫県	5 4	2 8	5 0 1	0
秋田県	5 4	0 5	5 0 1	7	奈良県	5 4	2 9	5 0 1	9
山形県	5 4	0 6	5 0 1	6	和歌山県	5 4	3 0	5 0 1	6
福島県	5 4	0 7	5 0 1	5	鳥取県	5 4	3 1	5 0 1	5
茨城県	5 4	0 8	5 0 1	4	島根県	5 4	3 2	5 0 1	4
栃木県	5 4	0 9	5 0 1	3	岡山県	5 4	3 3	5 0 1	3
群馬県	5 4	1 0	5 0 1	0	広島県	5 4	3 4	5 0 1	2
埼玉県	5 4	1 1	5 0 1	9	山口県	5 4	3 5	5 0 1	1
千葉県	5 4	1 2	5 0 1	8	徳島県	5 4	3 6	5 0 1	0
東京都	5 4	1 3	5 0 1	7	香川県	5 4	3 7	5 0 1	9
神奈川県	5 4	1 4	5 0 1	6	愛媛県	5 4	3 8	5 0 1	8
新潟県	5 4	1 5	5 0 1	5	高知県	5 4	3 9	5 0 1	7
富山県	5 4	1 6	5 0 1	4	福岡県	5 4	4 0	5 0 1	4
石川県	5 4	1 7	5 0 1	3	佐賀県	5 4	4 1	5 0 1	3
福井県	5 4	1 8	5 0 1	2	長崎県	5 4	4 2	5 0 1	2
山梨県	5 4	1 9	5 0 1	1	熊本県	5 4	4 3	5 0 1	1
長野県	5 4	2 0	5 0 1	8	大分県	5 4	4 4	5 0 1	0
岐阜県	5 4	2 1	5 0 1	7	宮崎県	5 4	4 5	5 0 1	9
静岡県	5 4	2 2	5 0 1	6	鹿児島県	5 4	4 6	5 0 1	8
愛知県	5 4	2 3	5 0 1	5	沖縄県	5 4	4 7	5 0 1	7
三重県	5 4	2 4	5 0 1	4					

② 上記①以外の者

都道府県名	法別 番号	都道府県 番 号	実施機関 番 号	検証 番号	都道府県名	法別 番号	都道府県 番 号	実施機関 番 号	検証 番号
北海道	5 4	0 1	6 0 1	9	滋賀県	5 4	2 5	6 0 1	1
青森県	5 4	0 2	6 0 1	8	京都府	5 4	2 6	6 0 1	0
岩手県	5 4	0 3	6 0 1	7	大阪府	5 4	2 7	6 0 1	9
宮城県	5 4	0 4	6 0 1	6	兵庫県	5 4	2 8	6 0 1	8
秋田県	5 4	0 5	6 0 1	5	奈良県	5 4	2 9	6 0 1	7
山形県	5 4	0 6	6 0 1	4	和歌山県	5 4	3 0	6 0 1	4
福島県	5 4	0 7	6 0 1	3	鳥取県	5 4	3 1	6 0 1	3
茨城県	5 4	0 8	6 0 1	2	島根県	5 4	3 2	6 0 1	2
栃木県	5 4	0 9	6 0 1	1	岡山県	5 4	3 3	6 0 1	1
群馬県	5 4	1 0	6 0 1	8	広島県	5 4	3 4	6 0 1	0
埼玉県	5 4	1 1	6 0 1	7	山口県	5 4	3 5	6 0 1	9
千葉県	5 4	1 2	6 0 1	6	徳島県	5 4	3 6	6 0 1	8
東京都	5 4	1 3	6 0 1	5	香川県	5 4	3 7	6 0 1	7
神奈川県	5 4	1 4	6 0 1	4	愛媛県	5 4	3 8	6 0 1	6
新潟県	5 4	1 5	6 0 1	3	高知県	5 4	3 9	6 0 1	5
富山県	5 4	1 6	6 0 1	2	福岡県	5 4	4 0	6 0 1	2
石川県	5 4	1 7	6 0 1	1	佐賀県	5 4	4 1	6 0 1	1
福井県	5 4	1 8	6 0 1	0	長崎県	5 4	4 2	6 0 1	0
山梨県	5 4	1 9	6 0 1	9	熊本県	5 4	4 3	6 0 1	9
長野県	5 4	2 0	6 0 1	6	大分県	5 4	4 4	6 0 1	8
岐阜県	5 4	2 1	6 0 1	5	宮崎県	5 4	4 5	6 0 1	7
静岡県	5 4	2 2	6 0 1	4	鹿児島県	5 4	4 6	6 0 1	6
愛知県	5 4	2 3	6 0 1	3	沖縄県	5 4	4 7	6 0 1	5
三重県	5 4	2 4	6 0 1	2					

指定難病の疾病番号

番号	病名	疾病番号
1	球脊髄性筋萎縮症	001
2	筋萎縮性側索硬化症	002 ~ 003
3	脊髄性筋萎縮症	004
4	原発性側索硬化症	005
5	進行性核上性麻痺	006 ~ 008
6	パーキンソン病	009 ~ 038
7	大脳皮質基底核変性症	039 ~ 041
8	ハンチントン病	042
9	神経有棘赤血球症	043
10	シャルコー・マリー・トウス病	044 ~ 045
11	重症筋無力症	046 ~ 049
12	先天性筋無力症候群	050
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	051 ~ 054
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	055 ~ 056
15	封入体筋炎	057
16	クロウ・深瀬症候群	058
17	多系統萎縮症	059 ~ 061
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	062 ~ 066
19	ライソゾーム病	067
20	副腎白質ジストロフィー	068
21	ミトコンドリア病	069
22	もやもや病	070 ~ 072
23	プリオン病	073
24	亜急性硬化性全脳炎	074
25	進行性多巣性白質脳症	075
26	HTLV-1関連脊髄症	076
27	特発性基底核石灰化症	077
28	全身性アミロイドーシス	078
29	ウルリッヒ病	079
30	遠位型ミオパチー	080
31	ベスレムミオパチー	081
32	自己貪食空胞性ミオパチー	082
33	シュワルツ・ヤンベル症候群	083
34	神経線維腫症	084 ~ 085
35	天疱瘡	086 ~ 087
36	表皮水疱症	088
37	膿疱性乾癬(汎発型)	089
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	090
39	中毒性表皮壊死症	091
40	高安動脈炎	092 ~ 093
41	巨細胞性動脈炎	094
42	結節性多発動脈炎	095 ~ 096
43	顕微鏡的多発血管炎	097 ~ 098
44	多発血管炎性肉芽腫症	099
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	100
46	悪性関節リウマチ	101 ~ 102
47	バージャー病	103 ~ 104
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	105 ~ 107
49	全身性エリテマトーデス	108 ~ 119
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	120 ~ 123
51	全身性強皮症	124 ~ 128
52	混合性結合組織病	129 ~ 131
53	シェーグレン症候群	132 ~ 143
54	成人スチル病	144 ~ 145

番号	病名	疾病番号	
55	再発性多発軟骨炎	146	
56	ベーチェット病	147	～ 150
57	特発性拡張型心筋症	151	～ 154
58	肥大型心筋症	155	
59	拘束型心筋症	156	
60	再生不良性貧血	157	～ 159
61	自己免疫性溶血性貧血	160	
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	161	
63	特発性血小板減少性紫斑病	162	～ 166
64	血栓性血小板減少性紫斑病	167	
65	原発性免疫不全症候群	168	
66	IgA 腎症	169	～ 180
67	多発性嚢胞腎	181	～ 185
68	黄色靱帯骨化症	186	
69	後縦靱帯骨化症	187	～ 193
70	広範脊柱管狭窄症	194	～ 195
71	特発性大腿骨頭壊死症	196	～ 198
72	下垂体性ADH分泌異常症	199	
73	下垂体性TSH分泌亢進症	200	
74	下垂体性PRL分泌亢進症	201	
75	クッシング病	202	
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	203	
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	204	
78	下垂体前葉機能低下症	205	～ 206
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	207	
80	甲状腺ホルモン不応症	208	
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	209	
82	先天性副腎低形成症	210	
83	アジソン病	211	
84	サルコイドーシス	212	～ 216
85	特発性間質性肺炎	217	～ 219
86	肺動脈性肺高血圧症	220	
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	221	
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	222	
89	リンパ脈管筋腫症	223	
90	網膜色素変性症	224	～ 228
91	バッド・キアリ症候群	229	
92	特発性門脈圧亢進症	230	
93	原発性胆汁性肝硬変	231	～ 234
94	原発性硬化性胆管炎	235	
95	自己免疫性肝炎	236	～ 238
96	クローン病	239	～ 245
97	潰瘍性大腸炎	246	～ 275
98	好酸球性消化管疾患	276	～ 277
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	278	
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	279	
101	腸管神経節細胞減少症	280	
102	ルビンシュタイン・ティビ症候群	281	
103	CFC症候群	282	
104	コステロ症候群	283	
105	チャージ症候群	284	～ 285
106	クリオピリン関連周期熱症候群	286	
107	全身型若年性特発性関節炎	287	～ 288
108	TNF受容体関連周期性症候群	289	
109	非典型溶血性尿毒症症候群	290	
110	ブラウ症候群	291	

事 務 連 絡
平成27年1月30日

各 都道府県難病対策担当課 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

入院時の食事（生活）療養標準負担額が免除される場合の受給者番号等の取扱いについて

難病対策の推進については、平素より格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）において、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）附則第3条に規定する難病療養継続者については、平成29年12月31日までの間は、経過的特例により、食事（生活）療養に係る自己負担を食事（生活）療養標準負担額の2分の1に軽減する措置が講じられています。このため、指定医療機関において、当該患者が経過的特例に該当するか否かを判断し、食事（生活）療養標準負担額の2分の1を患者本人から徴収し、残りの2分の1を審査支払機関を通じて請求できるようにするため、公費負担者番号の実施機関番号を「501」に設定するよう「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について（平成26年11月12日健疾発1112第2号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）」で示しております。

しかしながら、境界層措置（※本来適用されるべき所得区分を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い所得区分を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者に対して、当該より負担の低い所得区分を適用する措置）が適用される要保護者（以下「境界層該当者」という。）については、実施機関番号「501」を設定した場合、食事（生活）療養に係る自己負担が2分の1になる者と全額免除になる者が併存することになることから、これを分けるため、難病療養継続者である境界層該当者であって、食事（生活）療養に係る自己負担が全額免除になる者については、実施機関番号「601」を設定するよう当該通知を一部改正したところです。

また、医療受給者証の自己負担上限額が「0円」と記載されている者であっても、境界層該当者については、食事（生活）療養に係る自己負担が「免除」とならない場合があることから、指定医療機関及び審査支払機関で診療報酬等の請求手続に支障なきよう、境界層該当者及び被保護者（生活保護世帯）に係る医療受給者証の所得区分の記載等に当たっては、以下の内容を参考としていただきますよう、宜しくお取り計らい願います。

1. 境界層該当者の医療受給者証への記載について

- (1) 医療受給者証（以下「受給者証」という。）及び自己負担上限額管理票（以下「管理票」という。）に境界層該当者であること及び適用すべき自己負担上限額（減免又は免除後の額）を記載すること。
- (2) 食事（生活）療養標準負担額の免除に該当する場合は、その旨を受給者証及び管理票に記載すること。

【医療受給者証の記載例】

特定医療費（指定難病）受給者証									
公費負担者番号	5	4	*	*	6	0	1	*	
特定医療費受給者番号	0	0	1	1	2	3	4		
薬 局	□□薬局							〇〇市〇〇1-1-2	
訪問看護事業者等	〇〇訪問看護事業所					所在地		〇〇市〇〇1-2-3	
負 担	自己負担上限額	月額 0 円（食費免除）				階層区分		低所得 I（境界層該当）	
	人工呼吸器装着者	該当・非該当				高額かつ長期		該当・非該当	

上記のとおり認定する

平成〇〇年〇月〇日 〇〇〇都道府県 印

2. 被保護者（医療保険加入者で生活保護受給者及び生活保護受給者（単独））の場合

- (1) 負担上限額は「0円」、階層区分は支給認定どおり「生活保護」と記載すること。
- (2) 食事（生活）療養標準負担額は免除される扱いのため、受給者証及び管理票への食費に係る記載は不要であること。

【医療受給者証の記載例】

特定医療費（指定難病）受給者証									
公費負担者番号	5	4	*	*	6	0	1	*	
特定医療費受給者番号	0	0	1	1	2	3	4		
薬 局	□□薬局							〇〇市〇〇1-1-2	
訪問看護事業者等	〇〇訪問看護事業所					所在地		〇〇市〇〇1-2-3	
負 担	自己負担上限額	月額 0 円				階層区分		生活保護	
	人工呼吸器装着者	該当・非該当				高額かつ長期		該当・非該当	

上記のとおり認定する

平成〇〇年〇月〇日 〇〇〇都道府県 印

3. 境界層該当者の手続に関するQ & A

Q 1 実施機関番号「501番」と「601番」を使い分けているのはなぜか。

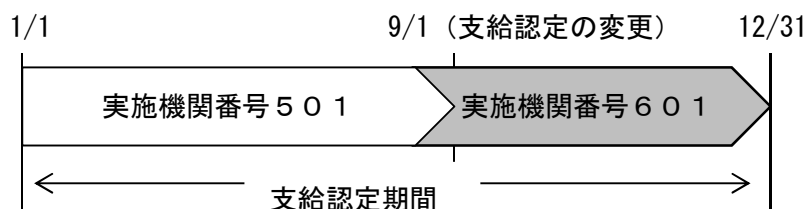
A 1 既認定者（経過的特例の対象者）については、食事（生活）療養標準負担額の2分の1が自己負担となるため、患者が医療機関に食事（生活）療養標準負担額の2分の1を支払い、残りの2分の1は審査支払機関を通じて都道府県から医療機関に支払われる仕組みとなっています。このため、審査支払機関において、実施機関番号で経過的特例の対象者か否かを判断することとしているため、「501番」を既認定者用に、「601番」を新規認定者用に使い分けています。

Q 2 既認定者が支給認定期間中に、食事（生活）療養に係る自己負担について免除の認定を受けた場合に、実施機関番号を「601番」に変更しなければならないか。

A 2 実施機関番号「501番」を使用した場合、食事（生活）療養標準負担額の2分の1が審査支払機関を経由して都道府県に請求されるため、残りの2分の1が指定医療機関に支払われなくなってしまいます。

このため、経過的特例の対象者であっても、食事（生活）療養に係る自己負担が免除された場合は、実施機関番号を「501番」から「601番」に変更する必要があります。

例)



Q 3 新規認定者が境界層該当者に該当し、食事（生活）療養に係る自己負担が免除される場合は、実施機関番号は「601番」で良いのか。

A 3 新規認定者の場合は、食事（生活）療養に係る自己負担の免除の有無に関係なく「601番」を設定することとなります。なお、受給者証には食事（生活）療養標準負担額が免除される旨を受給者証及び管理票に記載する必要があります。

Q 4 既認定者が境界層該当者に該当しても食事（生活）療養に係る自己負担が免除されない場合は、実施機関番号「501番」で良いのか。

A 4 既認定者の場合は、経過的特例により食事（生活）療養標準負担額の2分の1が自己負担となるため、実施機関番号は「501番」のままで変更する必要はありません。

Q 5 自己負担上限額が「0円」と支給認定され食事（生活）療養に係る自己負担が免除される場合の受給者証及び管理票への記載例が示されているが、記載例と同じように記載しなければならないのか。

A 5 受給者証及び管理票への記載については、都道府県によって受給者証のレイアウトが異なることから、医療機関において自己負担の有無が確認できるのであれば記載例に合わせる必要はありません。

Q 6 自己負担上限額が0円であり、食事（生活）療養に係る自己負担が免除となっている境界層該当者である既認定者（実施機関番号は「601番」）が、境界層該当者に該当しなくなった場合、実施機関番号は「501番」に戻す必要があるのか。

A 6 既認定者については、平成29年12月31日までは経過的特例が適用されるため、実施機関番号は「501番」に戻す必要があります。

Q 7 受給者証の階層区分が生活保護の場合は、食事（生活）療養に係る自己負担が免除されるが、受給者証にその旨を記載しなくてよいのか。

A 7 境界層該当者の場合は、食事（生活）療養に係る自己負担が「免除される者」と「免除されない者」に分かれるので、受給者証に記載することが必要となりますが、生活保護の場合は、該当者の食事（生活）療養に係る自己負担は全て「免除される」ため、受給者証への記載は不要としております。